

令和元年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

令和元年5月21日(木)

全日通霞が関ビル大会議室

○主催者挨拶

皆さん、おはようございます。警察庁で犯罪被害者等施策を担当しております官房審議官の内藤でございます。

都道府県、政令指定都市の皆様におかれましては、平素より犯罪被害者等施策の推進に御尽力をいただいております。感謝しております。

出席者の皆様におかれましては、担当業務以外にも、昨年は6月に大阪北部地震、7月豪雨による広範囲な複数県での被害、9月には北海道胆振東部地震など自然災害が発生し、さらに、今年に入っては、幼い子が犠牲となる悲しい交通事故が発生するなど、大変ご多忙の中のところ、本日はこの会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

さて、本年度は、犯罪被害者等基本法が施行されてから14年目となります。また、平成28年4月に閣議決定された第3次犯罪被害者等基本計画は4年目を迎え、各施策への取り組みが着実に進められているところであります。地方公共団体においても、全ての市町村に総合的対応窓口が設置されるなど、皆様方の御尽力をもって、支援体制の整備は進展しているところであります。

しかしながら、犯罪等の被害に遭われた方のニーズに沿ったきめ細やかで途切れることのない支援という観点から見ますと、依然としてさまざまな課題が存するところであります。

例えば、平成29年度に警察庁が実施した「犯罪被害類型調査」においては、実際に犯罪等の被害に遭われた方のうち、総合的対応窓口を知らなかったと答えた方が8割にも上っている現状でございます。他方、総合的対応窓口を知っていると答えた方においては、知ったきっかけとして、テレビ、ラジオに次いで、「地方自治体の広報誌等」により知ったと答えた方が多くなっている状況でございます。

こうした現状を踏まえ、皆様方には、総合的対応窓口のより一層の利用促進及び窓口の機能の充実に向けて、引き続き積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

地域における犯罪被害者等施策は、一つの行政機関で完結するものではなく、関係機関・団体との連携、さらには、各地域間の連携がなされてこそ、きめ細やかで途切れることのない支援を実現できるものと考えております。

このような観点から、犯罪被害者等早期援助団体等への財政的援助などにつきましても、格別の御配慮・御協力をいただきますよう、この場を借りて改めてお願い申し上げます。

本日は、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課の皆様にお集まりいただき、情報共有及び地域間の連携を深めていただく貴重な機会でございます。グループに分かれて

の意見交換の時間も設けておりますので、活発な議論をしていただき、全国の都道府県・政令指定都市の主管課の皆様と情報を共有し、共通の認識を持ち、有意義な情報交換の場となることを期待しております。

最後に、本日の会議が、皆様方の犯罪被害者等施策の推進に役立つことを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。